解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月十一日茨城県知事の認証を受けて任意解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

茨城県行方市内宿一四四〇番地三

宗教法人山蔭神道北浦齋宮

清算人　大﨑　福士

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

岐阜県瑞浪市釜戸町二六七三番地の一

財団法人釜戸産業振興財団

代表清算人　足立　泰啓

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

京都府亀岡市安町野々神八番地

財団法人亀岡市文化財保存会

代表清算人　遠山　泰之

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

和歌山県有田市宮崎町一六六八番地

財団法人田中厚生社

代表清算人　古川　義文

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

愛媛県四国中央市川之江町四〇八四番地一

社団法人川之江国際交流協会

代表清算人　三木　輝久

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目四三四番地一

財団法人上宇和和協会

代表清算人　田原　清次

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年十月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

鹿児島県姶良市蒲生町上久徳二三九九番地

社団法人明治百年記念姶良西部地区林業振興会

清算人　笹山　義弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目三番一五号

社団法人埼玉県水道協会

代表清算人　加藤　嘉郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

東京都新宿区矢来町六五番地宗教法人「日本聖公会」内

池袋福音教師社団

代表清算人　高地　敬

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

東京都墨田区江東橋三丁目九番七号

財団法人穂積社会事業財団

清算人　森嶋　康長

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

東京都千代田区丸の内三丁目二番二号

財団法人伊勢神宮式年遷宮奉賛会

代表清算人　小串　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

石川県金沢市尾山町六番四〇号

社団法人石川県私学連合会

代表清算人　加藤　晃

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月十一日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

石川県金沢市鞍月東一丁目九番地

財団法人東洋医学臨床研究所

代表清算人　川尾　邦明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十一日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

和歌山県東牟婁郡古座川町明神一九六番地

財団法人明神保郷会

代表清算人　山口　裕久

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

和歌山県海南市原野四七五番地

宗教法人大日寺

清算人　田原　隆彦

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

福岡県朝倉郡筑前町曽根田四七二番地一

曽根田生産森林組合

代表清算人　楠田　正人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十六日

熊本市東区小山四丁目八番一一二号

農事組合法人託麻原酪農組合

清算人　中原　和也